

株 主 各 位

富山県富山市流杉255番地  
**エヌアイシ・オートテック株式会社**  
 代表取締役会長 西 川 浩 司

## 第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、近時の新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしておりますが、株主の皆様におかれましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう何卒よろしくお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月26日（金曜日）午後6時までには到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月27日（土曜日）午前10時（開場午前9時）
2. 場 所 富山県中新川郡立山町塚越字鍋田398番地176  
エヌアイシ・オートテック株式会社 立山工場
3. 目的事項  
報告事項 第49期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）  
事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項  
第1号議案 取締役5名選任の件  
第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nic-inc.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

## 第49期 期末配当金のお知らせについて

2020年5月8日開催の当社取締役会において第49期の期末配当金は、1株当たり20円を、2020年6月29日（月曜日）を支払開始日としてお支払いすることを決議いたしました。

期末配当金に関する重要書類は、2020年6月27日（土曜日）に発送の第49期定時株主総会決議ご通知に同封いたしますので、ご留意のほどお願い申し上げます。

以 上

## 第49期定時株主総会における新型コロナウイルス感染症への対応について

### 1. 株主様へのお願い

株主様におかれましては、今後も新型コロナウイルス感染症に関する情報を随時ご確認ください。ととも、健康状態にご留意いただき、本株主総会へのご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、慎重なご判断をお願い申し上げます。

### 2. 来場される株主様へのお願い

新型コロナウイルス感染症への感染予防及び拡散防止のため、本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用のうえ感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

体調不良とお見受けされる方には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、開会後に体調がすぐれないようにお見受けされる方につきましても、運営スタッフがお声掛けする場合やご退出をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

なお、本株主総会会場受付付近で、株主様のための消毒液を配備いたします。また、会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。つきましては、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。

株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

以上、本株主総会開催・運営におきまして、株主様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役5名選任の件

当社の取締役は、2019年6月22日開催の当社第48期定時株主総会において選任いただきました6名のうち、小池茂雄氏は本年2月28日付けで辞任し、他の5名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、社外取締役につきましては、昨年の第48期定時株主総会にて小池茂雄氏を選任いただきましたが、前述の通り同氏より、ご本人のやむを得ない事情により本年2月28日に辞任の申出を受けるに至りました。

かかる申出から本定時株主総会招集ご通知の発送までの間において、当社事業を理解し経営への助言や監督の任務を遂行しうる適任者を選定することは時間的に極めて困難であり、また、社外取締役として当社が求める確性を欠くような方を選任することは、当社経営に悪影響を及ぼす可能性があることにより、本定時株主総会に社外取締役選任議案を提出するまでに至りませんでした。

当社としましては、コーポレート・ガバナンス体制の強化は重要な経営課題の一つと捉え、よって、当社が求める社外取締役としての適任者選定がまとも次第、速やかに選任してまいり所存であります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 株式数
1	<p><b>【再任】</b></p> <p>にし かわ ひろ し 西川 浩 司</p> <p>1956年1月8日生</p>	<p>1980年4月 株式会社不二越 入社</p> <p>1986年4月 当社 入社</p> <p>1992年6月 当社 取締役</p> <p>1997年7月 当社 代表取締役専務</p> <p>1999年8月 当社 代表取締役社長</p> <p>1999年10月 株式会社ホンダ自販タナカ 社外取締役(現任)</p> <p>2008年4月 当社 代表取締役社長 管理本部長兼経営企画室長</p> <p>2011年6月 当社 代表取締役社長 経営企画室長</p> <p>2014年5月 当社 代表取締役会長 CEO(最高経営責任者)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社ホンダ自販タナカ 社外取締役</p>	3,704,900株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>西川浩司氏は、代表取締役として当社グループの経営を牽引し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など当社の企業価値向上に資するべく役割を務めております。今後においてもさらなる貢献が期待できるため、取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	<p style="text-align: center;"><b>【再任】</b></p> <p style="text-align: center;">にし かわ たけし 西川 武</p> <p>1947年2月12日生</p>	<p>1968年4月 クレト商会 入社  1985年4月 当社 入社 生産管理課長  1987年7月 当社 取締役 生産管理部長  1998年10月 当社 常務取締役  2004年11月 当社 常務取締役 クレト商事本部長  2006年6月 当社 取締役副社長 クレト商事本部長  2009年10月 当社 取締役副社長 営業・製造統括  2012年6月 当社 取締役副社長 営業・製造・技術統括  2014年5月 当社 取締役社長(現任)  2015年1月 NIC Autotec (Thailand) Co.,Ltd. 取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)  NIC Autotec (Thailand) Co.,Ltd. 取締役</p>	50,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  西川武氏は、長年にわたり営業及び製造部門の統括経験より培われた豊富な知見と実績に基づくリーダーシップの発揮により、グローバルな提案力強化を通じた企業価値向上の実現と取締役会の意思決定機能の強化が期待できるため、取締役候補者としたものであります。</p>			
3	<p style="text-align: center;"><b>【再任】</b></p> <p style="text-align: center;">にし お のり お 西尾 謙夫</p> <p>1957年10月13日生</p>	<p>1984年5月 株式会社クレト 入社  1985年4月 当社 転籍  1991年4月 当社 設計部長  1996年6月 当社 装置営業部長  2004年6月 当社 設計部長  2006年6月 当社 執行役員 設計部長  2007年6月 当社 取締役 技術本部長  2009年10月 当社 取締役 営業部長  2012年6月 当社 取締役 常務執行役員 営業部長  2015年1月 NIC Autotec (Thailand) Co.,Ltd. 取締役(現任)  2017年6月 当社 取締役副社長 執行役員 営業部長  2019年10月 当社 専務取締役 執行役員 営業部長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)  NIC Autotec (Thailand) Co.,Ltd. 取締役</p>	5,100株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  西尾謙夫氏は、各種装置製作における設計及び営業責任者を歴任し、営業部長として豊富な知見と実績に基づくリーダーシップの発揮により、グローバルな提案力強化を通じた企業価値向上の実現と取締役会の意思決定機能の強化が期待できるため、取締役候補者としたものであります。</p>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 株式数
4	【再任】 のむらりょういち 野村良一 1961年6月17日生	1985年4月 当社 入社 1998年10月 当社 開発部長 2006年6月 当社 執行役員 開発部長 2009年10月 当社 執行役員 技術開発部長 2012年6月 当社 取締役 執行役員 技術開発部長 2017年6月 当社 常務取締役 執行役員 技術開発部長 2019年10月 当社 専務取締役 執行役員 技術開発部長(現任)	3,200株
		【取締役候補者とした理由】 野村良一氏は、長年にわたり開発部門を統括し、各種装置の設計及び新製品の開発によって培われた豊富な知見と実績に基づくリーダーシップの発揮により、グローバルな提案力強化を通じた企業価値向上の実現と取締役会の意思決定機能の強化が期待できるため、取締役候補者としたものであります。	
5	【再任】 つちやまくにお 土山邦夫 1957年1月3日生	1991年1月 当社 入社 1996年4月 当社 生産管理課長 2002年4月 当社 流杉工場長 2004年6月 当社 取締役 設計・製造本部長 2007年6月 当社 取締役 製造本部長 2009年10月 当社 取締役 製造部長 2012年6月 当社 取締役 執行役員 製造部長 2014年5月 当社 取締役 常務執行役員 製造部長 2017年6月 当社 常務取締役 執行役員 製造部長(現任)	6,000株
		【取締役候補者とした理由】 土山邦夫氏は、長年にわたり製造部門を統括し、製造部長として培われた豊富な知見と実績に基づくリーダーシップの発揮により、グローバル戦略の実現を図るとともに、提案力強化を通じた企業価値向上と取締役会の意思決定機能の強化が期待されるため、取締役候補者としたものであります。	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者西川浩司氏は、当社の経営を支配している者であります。
3. 取締役候補者西川武氏及び西尾謙夫氏は、当社の連結海外子会社であるNIC Autotec(Thailand)Co.,Ltd. において、2015年1月の会社設立時より同社の取締役に就任しております。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

監査役藤島敏夫氏及び監査役土屋重義氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、以下の監査役候補者2名は、辞任される監査役2名の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	<p><b>【新任】</b></p> <p>よこ みぞ かず ひさ 横溝和久</p> <p>1956年9月18日生</p>	<p>1981年4月 味の素株式会社 入社</p> <p>1995年7月 同社 食品総合研究所 油脂・蛋白開発研究所 第二開発室長</p> <p>1999年7月 味の素製油株式会社 出向 生産技術品質保証グループ 専任部長</p> <p>2004年7月 株式会社J-オイルミルズ 出向 品質・環境室 部長</p> <p>2010年4月 同社 シニア・エグゼクティブ・マネージャー認定 品証・環境部長</p> <p>2016年10月 一般社団法人 日本油料検定協会 横浜支部 分析技術センター 食品・油化学部門 参事</p>	一 株
<p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b></p> <p>横溝和久氏は、長年上場企業において品証・環境に関わる部門の要職を歴任され、モノづくり企業にとって重要である豊富な経験、幅広い知見を有していることから、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。なお同氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の要件を満たしております。</p>			
2	<p><b>【新任】</b></p> <p>よし だ たい ぞう 吉田泰三</p> <p>1954年12月25日生</p>	<p>1978年4月 国税庁入庁</p> <p>1990年6月 在香港日本国総領事館領事</p> <p>1996年7月 札幌国税局調査査察部長</p> <p>2000年7月 大阪国税局徴収部長</p> <p>2004年7月 関東信越国税局総務部長</p> <p>2009年7月 国税庁課税部個人課税課長</p> <p>2010年7月 沖縄国税事務所長</p> <p>2012年7月 税務大学校副校長</p> <p>2013年6月 株式会社大本組 執行役員(現任)</p> <p>2014年4月 福山大学大学院経済学研究科非常勤講師</p>	一 株
<p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b></p> <p>吉田泰三氏は、国税庁及び上場企業の経理担当執行役員の立場として培われた会計・税務等の専門的な知識・経験等を有していることから、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお同氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の要件を満たしております。</p>			

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。  
2. 横溝和久氏及び吉田泰三氏は社外監査役候補者であります。  
3. 社外監査役候補者の社外監査役としての独立性及び社外監査役との責任限定契約について

(1) 社外監査役候補者の独立性について

- ① 横溝和久氏及び吉田泰三氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
- ② 横溝和久氏及び吉田泰三氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ③ 横溝和久氏及び吉田泰三氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ④ 横溝和久氏及び吉田泰三氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、現行定款第44条において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。

当該責任限定契約の内容の概要は、社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合、ただし、その職務の執行において善意でかつ重大な過失でないときは、当該社外監査役の賠償責任は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限として賠償する責任を負うものとする責任限定契約であります。

なお、本総会において横溝和久氏及び吉田泰三氏が選任された場合には、本契約を締結する予定です。

以 上



## 事業報告

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

### I 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、長期に亘るブレキジット等の影響によるEU経済のリセッションに加え、長期化する米中貿易摩擦による中国経済の低迷、さらに昨年10月に行われた消費増税の影響により、低調に推移いたしました。

またさらに、年明けより全く終息の見通しが立たない新型コロナウイルス感染症の蔓延が世界的な脅威となり、人や物の移動制限に伴って消費が控えられ、その結果、未曾有の経済活動停滞状況に至っております。こうしたことから、今後の内外経済の先行きは極めて不透明な状況となっております。

このような状況のもと、アルファフレーム部門においては、当社主力製品であるアルミニウム合金製構造部材「アルファフレームシステム」の販売は堅調に推移したものの、国内外の設備投資需要が低調であったことにより、機械メーカーやFA (Factory Automation/自動化・省力化) 装置メーカーからの引き合いが減少いたしました。装置部門においてもアルファフレーム部門同様にFA装置関係の引き合いは低調に推移し、大幅な受注拡大は期待できない状況が続きました。

しかしながら、当社各部門は来期以降の受注に向けた積極的な提案営業を展開し、お客様からのニーズにお応えするべく生産設備の見直しを図り、生産体制の強化に注力いたしました。その一環として、予てより建設を進めておりました愛知事業所(愛知県清須市)は2019年9月に竣工し、翌10月より稼働を開始いたしました。当事業所は、生産ラインに最新鋭のICT(情報通信技術)を導入し、省人化による生産性向上や大幅なリードタイムの短縮を図ることで、新たな基幹工場としての役割を果たしております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は6,614百万円(前期比75.9%)、営業利益は192百万円(前期比26.0%)、経常利益は176百万円(前期比23.7%)、親会社株主に帰属する当期純利益は、100百万円(前期比20.4%)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### ◆ アルファフレーム部門

アルファフレーム部門におきましては、「カクチャ™」及び「マーキングシステム™」を活用した作図案件数は順調に推移し、これらの案件の売上高は前年度を上回りましたが、FA装置関係の設備投資に一時的な調整が見られたことで大口案件は低調な状況で推移いたしました。

この結果、当部門の売上高は4,093百万円(前期比79.3%)となりました。

#### ◆ 装置部門

装置部門におきましては、設備投資需要が低調に推移する状況の中、大型設備向けクリーンブースについては、当連結会計年度下半期に需要が減少しましたが、FA装置については上半期に比較して下半期では売上高を伸長させました。

この結果、当部門の売上高は1,474百万円(前期比67.4%)となりました。



## ◆ 商事部門

商事部門におきましては、当連結会計年度の第3四半期まで工業用砥石、油脂類等の消耗品関係及び工具関係等の受注が、前年度と同水準で推移しておりましたが、第4四半期に入ってから減少いたしました。また機械設備関係の売上高は好調であった前連結会計年度を下回る結果となりました。

この結果、当部門の売上高は1,047百万円（前期比76.5%）となりました。

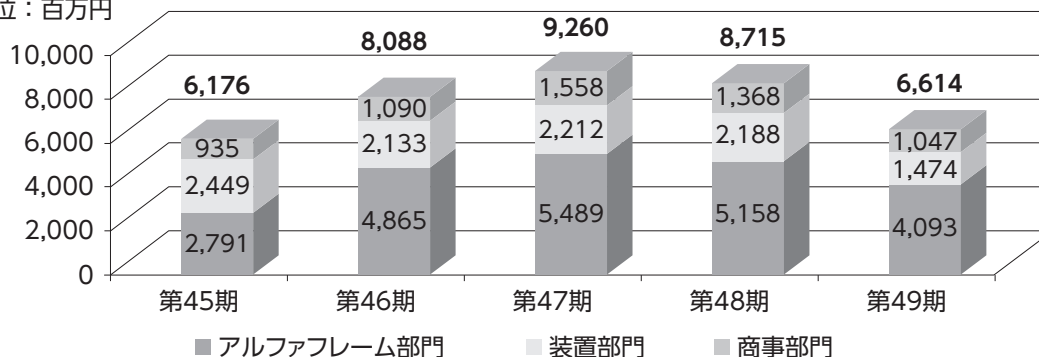
### セグメント別売上高

(単位：千円)

区 分	第48期		第49期		増 減	
	2019年3月期		2020年3月期		売上金額	前期比
	売上金額	構成比	売上金額	構成比		
アルファフレーム部門	5,158,416	59.2%	4,093,129	61.9%	△ 1,065,287	79.3%
装 置 部 門	2,188,161	25.1%	1,474,339	22.3%	△ 713,822	67.4%
商 事 部 門	1,368,612	15.7%	1,047,083	15.8%	△ 321,529	76.5%
合 計	8,715,190	100.0%	6,614,552	100.0%	△ 2,100,638	75.9%

### セグメント別売上高推移

単位：百万円



## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は528百万円であり、その主なものは、愛知事業所建設に関わるものです。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、愛知事業所建設費用として、金融機関から総額550百万円の借入を行っております。なお、当該借入のほか、2017年度には立山事業所の建設費用として、金融機関から借入を行っており、それらの内245百万円の返済を終えております。当連結会計年度末における借入実行残高は、1,065百万円であります。

#### (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当連結会計年度において該当事項はありません。

#### (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

当連結会計年度において該当事項はありません。

#### (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当連結会計年度において該当事項はありません。

#### (7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2020年2月23日に、当社の連結子会社であるNIC Autotec (Thailand) Co.,Ltd.の資本の充実と財務基盤強化を図るために実施した第三者割当増資を引受け、同社株式60千株を60,000千タイバーツ(207,600千円)で取得しております。

#### (8) 対処すべき課題

当社グループは、コスト競争力・収益力をより強固なものとし、多様化するお客様のニーズに対して柔軟かつタイムリーに対応する、環境変化に強い企業体質づくりを当面の課題として捉えております。

そのために、当社グループの技術力を活かして「製造業の品質向上と合理化に貢献」を当社の使命と位置づけ、以下の具体的なテーマに沿って、課題解決のための施策を着実に実行してまいります。

##### ① 販売戦略の強化

当社グループの主力製品である「アルファフレームシステム」の収益の増加を図るために、お客様の人的負担の削減と効率化をサポートする「カクチャ<sup>TM</sup>」「マーキングシステム<sup>TM</sup>」を活用し、設計から組立までの支援を含めた当社グループの総合的な優位を前面に出した販売戦略を推進しております。これらのサービスは、新しい付加価値の創造としてお客様より高い評価を得ており、リピート注文も増加していることにより、これらサービスのさらなる充実に努めてまいります。

また、今後の科学技術の進歩・高度化、省エネ推進による環境技術導入の高まりにより、多岐にわたる産業で、クリーン環境技術の需要が拡大しております。この分野においては、当社特有の高機能なクリーン技術の一層の普及活動に努めてまいります。そして、美観と仕様変更に対するフレキシビリティを兼ね備えた「アルファフレームシステム」に洗浄・検査・搬送・梱包の各分野において蓄積された多くのコアとなる機械要素技術を融合させた製品づくりを目指し、高品質・高付加価値製品の提供に努めてまいります。

ところで、当社グループは、2021年3月期から2023年3月期までの3年間を対象とする中期経営計画を策定し、以下戦略を掲げました。

- I. マーケットイン思考……………ニーズとシーズの調和により、顧客満足度を高める。
- II. 企業ブランディングの確立……………安心（実績とデータに基づく技術力）  
便利（モジュール品、キット品などの企画力）  
柔軟（「カクチャ<sup>TM</sup>」、「マーキングシステム<sup>TM</sup>」など個別案件への対応力）
- III. 生産性向上……………業務のデジタルライゼーションを推進し、デジタルトランスフォーメーション（DX）に備える。

##### IV. 技術革新への取り組み

前項I.からIII.の実現により、幅広い分野で、そのメリットを活かして市場を開拓する。

◇ 今後、ますます高度化する情報通信技術とこれを取り巻く社会環境に向けて、拡大かつ高度化する半導体、及びFPD市場、そしてその関連生産設備に活用される「アルファフレームシステム」の

技術力と供給能力の拡充で対応する。

◇ 次世代の自動車部品の高度化に対して、F A装置メーカーとしての対応能力を強化する。  
以上の事項に注力し、お客様の満足度向上、受注拡大に努めてまいります。

## ② 開発力の強化

当社グループは、お客様のニーズにお応えすべく、製造業の「モノづくり」に貢献する製品を継続的に提供し、さらなる高精度化・高品質化・高付加価値化を達成するために研究開発活動は必須事項と捉えております。

付加価値を加えた新製品の継続的な開発は、他社との差別化を図る上で重要であり、次世代を展望した開発体制の整備は、当社グループの長期的な成長の礎になるものと考えております。

さらに、今後の競争を勝ち抜くためには、当社設立時より培ってきた洗浄・検査・搬送・梱包の各分野での技術力とお客様のニーズを結びつける製品の開発スピードを速める努力が求められております。このように、研究開発レベルの向上は当社グループにとっての重要課題と位置づけ、より組織的な研究開発体制の強化を図ってまいります。

また、生産工場における個々の部品の要求品質が高まる中での自動化のニーズは、高効率化及び高品質化が求められております。当社グループは、洗浄装置、検査装置、クリーン装置等、お客様のニーズを的確に捉えることはもとより、それ以上の満足度を高め、製造業の高効率化・高品質化に貢献できるように、新技術を取り入れたF A装置や「アルファフレームシステム」を活用したユニット化等の開発に注力してまいります。

## ③ 生産体制の強化

当社グループでは、お客様からの「高品質・低コスト・短納期」の強い要求にお応えすべく、製造工程の見直しや外注先との連携等によって、その最適化・効率化を全社的に図り、作業時間短縮や品質向上に向けた生産機械設備の改良・導入を検討し、製造原価及び諸経費の低減活動に取り組み、生産効率を高める作業環境の整備に注力しております。

具体的な取組といたしまして当社グループは、2017年度にはF A装置等の受注拡大を図ることを目的に、立山事業所（富山県中新川郡立山町）を新設すると共に、同年度では関東を中心とした東日本のお客様へのサービス向上及び海外のお客様からのニーズにも迅速にお応えできる体制強化として、「アルファフレームシステム」の出荷工場としてアルファフレーム北関東（埼玉県児玉郡）を開設いたしました。さらに2019年度では、愛知事業所（愛知県清須市）を新設するなど、業容拡大に向けて積極的な投資をはじめとする様々な施策を展開し、生産設備の拡充と技術者の増員・増強に注力しております。

既存の主力工場においては、新規機械設備導入や更新等を実施すると共に、業務のデジタルライゼーションを推進し、既存設備の効率化及び対応能力を強化することに取り組んでおります。

以上のような施策によって、生産体制の充実を図り、よりコストパフォーマンスに優れた製品群の提供に努め、お客様の満足度向上を図ってまいります。

## ④ 人材確保と育成の強化

当社グループは、お客様の多種多様なニーズを先取りし、製品の高精度化・高品質化・高付加価値化を実現することによってお客様からの高い信頼を獲得するためには、高度な技術とサービスを提供することが重要であり、そのためには、「新製品の開発や当社技術力の向上」及び「商品知識や要素技術の習得」ができるノウハウを持った優秀な人材の確保及び育成が重要と考えております。特に業容の拡大を図るには、これら人材が必須となっており、将来を見据えての積極的な採用を図る大幅な増員を計画し、実行しております。また、実践教育を通じて適材適所に要員を配し、専門能力の底上げを図りながら、各部門の継続的な成長を支える人材育成を進めてまいります。

## ⑤ 管理体制の強化

当社グループは、企業の社会的責任を果たすべく、リスク管理やコンプライアンスを徹底し、お客様のニーズを捉えた積極的な営業展開を図り、製造原価及び諸経費の低減活動を推進するとともに、開発力及び生産体制の強化を図ってまいりたいと考えております。また、内部統制の管理体制の充実を図り、安全品質管理体制の向上及びお客様の満足度向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (9) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第46期 (2017年3月期)	第47期 (2018年3月期)	第48期 (2019年3月期)	第49期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売 上 高 (千円)	8,088,753	9,260,778	8,715,190	6,614,552
経 常 利 益 (千円)	833,708	1,032,716	746,710	176,938
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	551,582	695,663	492,371	100,433
1株当たり当期純利益 (円)	101.23	127.67	90.36	18.43
総 資 産 (千円)	7,214,958	8,386,222	8,203,116	7,431,294
純 資 産 (千円)	4,157,147	4,631,834	4,831,497	4,643,482

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第46期 (2017年3月期)	第47期 (2018年3月期)	第48期 (2019年3月期)	第49期(当期) (2020年3月期)
売 上 高 (千円)	8,081,448	9,259,861	8,683,344	6,567,071
経 常 利 益 (千円)	880,864	1,088,010	812,257	227,139
当 期 純 利 益 (千円)	598,595	685,821	468,594	150,079
1株当たり当期純利益 (円)	109.85	125.87	86.00	27.54
総 資 産 (千円)	7,248,550	8,392,840	8,183,886	7,483,572
純 資 産 (千円)	4,194,507	4,653,576	4,828,272	4,715,034

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## (10) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率	主要な事業内容
NIC Autotec (Thailand) Co.,Ltd.	130,000千 タイバツ	99.923%	・アルミ構造材「アルファフレームシステム」の販売 ・F A装置（自動化・省力化装置）の製造・販売

- ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

### (11) 主要な事業内容

事業部門	事業内容
アルファフレーム部門	アルミ構造材「アルファフレームシステム」の製造、販売
装置部門	F A装置（自動化・省力化装置）及びクリーンブースの開発・設計・製造・販売
商事部門	工業用砥石、工具・ツール等の消耗品及び工場等の機械設備の販売

### (12) 主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

当 社	富山本社 / 流杉工場	富山県富山市流杉255番地
	東京本社	東京都江東区
	立山工場	富山県中新川郡立山町塚越
	立山事業所	富山県中新川郡立山町前沢
	愛知事業所	愛知県清須市
	アルファフレーム関西（関西営業所）	大阪府東大阪市
	アルファフレーム九州（九州出荷センター）	福岡県大牟田市
	アルファフレーム北関東（北関東出荷センター）	埼玉県児玉郡
子会社	NIC Autotec (Thailand) Co.,Ltd.	タイ王国サムットプラカーン県

### (13) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

#### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
254名	3名増

(注) 従業員数には、使用人兼取締役及び臨時従業員（派遣社員、パートタイマー及びアルバイト）は含んでおりません。

#### ② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	169名 (14名)	2名減 (4名増)	38.2歳	9.4年
女性	73名 (21名)	2名増 (5名減)	36.9歳	8.1年
計または平均	242名 (35名)	増減無 (1名減)	37.8歳	9.0年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
 2. 従業員数欄の( )外書表示は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。  
 3. 臨時従業員には、パートタイマー、臨時契約の従業員及び派遣社員を含んでおります。  
 4. 平均年齢及び平均勤続年数は、小数第2位以下を切り捨てて表示しております。

#### (14) 主要な借入先の状況

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	570百万円
株式会社富山第一銀行	495百万円

#### (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当連結会計年度末において該当事項はありません。

## II 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 5,500,000 株 (自己株式 51,422 株を含む。)
- (3) 株主数 2,014 名 (前期末比 190 名減)
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
西川浩司	3,704,900 株	68.00 %
三協立山株式会社	202,500 株	3.72 %
エヌアイシ・オートテック従業員持株会	102,000 株	1.87 %
MSIP CLIENT SECURITIES	97,200 株	1.78 %
近藤雅介	81,400 株	1.49 %
ダイド一株式会社	70,000 株	1.28 %
株式会社三井住友銀行	50,000 株	0.92 %
西川武	50,000 株	0.92 %
植田潤次郎	45,000 株	0.83 %
水間隆二	36,200 株	0.66 %

(注) 当社は、自己株式51,422株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
また、持株比率は自己株式を控除して算出しております。

#### (5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度末において該当事項はありません。

### Ⅲ 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	西川 浩 司	CEO(最高経営責任者)	・株式会社ホンダ自販タナカ 社外取締役
取締役社長	西川 武		・NIC Autotec(Thailand)Co.,Ltd. 取締役
専務取締役	西尾 謙 夫	執行役員 営業部長	・NIC Autotec(Thailand)Co.,Ltd. 取締役
専務取締役	野村 良 一	執行役員 技術開発部長	
常務取締役	土山 邦 夫	執行役員 製造部長	
常勤監査役	藤島 敏 夫		
監 査 役	土屋 重 義		・雄健工業株式会社 社外監査役 ・Y K 熊本株式会社 社外監査役 ・株式会社Y K P 建築設計コンサルタント 社外監査役
監 査 役	白石 康 広		・弁護士 白石総合法律事務所 代表パートナー ・日立キャピタル債権回収株式会社 取締役

- (注) 1. 監査役土屋重義氏及び監査役白石康広氏は、社外監査役であります。
2. 監査役土屋重義氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役白石康広氏は、弁護士として企業法務に精通しており、豊富な経験と知見を有するものであります。
4. 監査役土屋重義氏及び監査役白石康広氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 監査役土屋重義氏及び監査役白石康広氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
6. 2020年4月1日付で監査役白石康広氏が常勤監査役に就任しております。
7. 当社においては、意思決定・監督と執行との分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は5名で、営業部長 西尾謙夫氏、製造部長 土山邦夫氏、技術開発部長 野村良一氏、管理部長 藤井透氏、管理部部付部長（愛知事業所 所長）大茂達朗氏で構成されております。
8. 当事業年度中に退任した取締役

退任時の会社における地位	氏 名	退任時の重要な兼職の状況	退 任 日
社外取締役	小池 茂 雄	株式会社ABC店舗 社外監査役 株式会社ネオキャリア 社外取締役	2020年2月28日

なお、取締役小池茂雄氏は、辞任による退任であります。

9. 当事業年度中に以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏 名	変 更 後	変 更 前	異動年月日
西尾 謙 夫	専務取締役 執行役員 営業部長	取締役副社長 執行役員 営業部長	2019年10月4日
野村 良 一	専務取締役 執行役員 技術開発部長	常務取締役 執行役員 技術開発部長	2019年10月4日



## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役	6 名	86,550 千円
監 査 役	3 名	23,463 千円
合 計 〔 うち 社 外 役 員 〕	9 名 〔 3 名 〕	110,013 千円 〔 15,828 千円 〕

- (注) 1. 2013年6月22日開催の第42期定時株主総会において、取締役の報酬額は年額700,000千円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）とご承認いただいております。
2. 2004年6月23日開催の第33期定時株主総会において、監査役の報酬額は年額30,000千円以内とご承認いただいております。
3. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名、監査役3名（うち社外監査役2名）の計8名であります。上記の支給人員と相違しているのは、2020年2月28日付で退任した社外取締役1名を含んでおります。
4. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人給与は5,850千円であります。
5. 取締役の報酬は、当社の定めによる取締役報酬総額の範囲内で取締役の職務と責任に応じた報酬額を取締役会によって決定しております。
6. 監査役の報酬は、当社の定めによる監査役報酬総額の範囲内で監査役の職務と責任に応じた報酬額を監査役の協議によって決定しております。
7. 報酬額合計欄の〔 〕外書表示は、社外役員全体の報酬等の合計額であります。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限として、その額を超える部分については免責されることとしております。

## (4) 社外役員等に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係及び当期における主な活動状況等  
・社外取締役

氏名	重要な兼職先と当社との関係及び主な活動状況
小 池 茂 雄	同氏は、株式会社A B C店舗の社外監査役及び株式会社ネオキャリアの社外取締役を兼務しておりましたが、両社と当社間に利害関係はありません。 同氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。 2019年6月22日の就任から2020年2月28日に辞任するまでに開催された取締役会には、9回全てに出席し、企業経営に関する幅広い知見をもとに、経営全般にわたる意見を述べるなど、種々発言を行いました。

(注) 社外取締役小池茂雄氏につきましては、2020年2月28日の辞任までの状況を記載しております。

・ 社外監査役

氏名	重要な兼職先と当社との関係及び主な活動状況
土屋重義	<p>同氏は、雄健工業株式会社及びY K 熊本株式会社並びに株式会社Y K P 建築設計コンサルタントの社外監査役に就任しており、各社と当社間に利害関係はありません。</p> <p>同氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。</p> <p>当事業年度開催の取締役会には、13回全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から、当社の会計分野に関する事項について疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。</p> <p>また、当事業年度開催の監査役会には、17回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>
白石康広	<p>同氏は白石綜合法律事務所の代表パートナーであり、同法律事務所と当社間に利害関係はありません。また、日立キャピタル債権回収株式会社の取締役就任しており、同社と当社間に利害関係はありません。</p> <p>同氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。</p> <p>当事業年度開催の取締役会には、13回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。</p> <p>また、当事業年度開催の監査役会には、17回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>

② 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、取締役会を重要な業務執行について議論し実質的かつ具体的な決定をも行う機関と位置づけ、必要があれば、臨機応変に会合を開催し実質的な議論を行っており、経営に関する意思決定の多角化を図る目的で社外取締役候補者の人選に努めてまいりました。その結果、第48期定時株主総会では適任者を得ることができ、社外取締役1名を選任いただきましたが、ご本人のやむを得ない事情により本年2月28日に辞任の申出を受けるに至りました。

かかる申出から本定時株主総会招集ご通知の発送までの間において、適任者を選定することは時間的に余裕がなく、社外取締役への就任をご承諾いただける適任者を見つけることができませんでした。

なお、当社の取締役の業務執行の監督については、監査役が毎月の定例取締役会に出席し、報告事項や決議事項の審議内容について、議長より都度監査役に対し、意見や質問を求める体制を執っていることに加え、取締役会議事録は、捺印手続きとして各役員へ回付する前に顧問弁護士へ回付し、業務執行状況に対する評価がなされた後、各役員へ回付とすることとしております。また、当社顧問税理士とも連絡を密に取り、適宜助言及び指導等を受けております。

このように社外取締役に求められる経営者の「監督」に近い役割については、現時点でも機能していると判断しておりますが、今後の経営環境や事業環境の変化を踏まえ、株主の皆様から一層信頼されるコーポレート・ガバナンス体制を目指すうえで、社外取締役選任の必要性、及び選任する際の適切な人材の確保等、当社といたしましては継続的に審議し、検討してまいりたいと存じます。

#### IV 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
① 当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24,000 千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,995 千円

(注) 上記金額は、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬額を明確に区分していないため、これらの合計額で記載しております。

##### (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### (4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導等を委託し、その対価を支払っております。

##### (5) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社であるNIC Autotec (Thailand) Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

##### (6) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

##### (7) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合に、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## V 会社の体制及び方針

### (1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年5月11日開催の取締役会において、業務の適正性を確保するための体制等の整備について以下のとおり一部改正し、決議いたしました。なお、当社は、会社法第2条第6号に規定する大会社には該当しないため同法第362条第5項の適用は受けませんが、内部統制システム構築の重要性に鑑み、決議を行ったものであり、その内容の概要は以下のとおりであります。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、倫理規程及びコンプライアンス規程を制定・施行し、取締役、執行役員及び社員（以下、「役員・社員」という。）が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組む等、内部統制システムの充実に努める。
- ② 当社は、取締役会規程、経営会議規程、執行役員規程、職務権限規程、決裁基準要領等を定め、法令及び定款に則った経営を行う。
- ③ 取締役会は、法令・定款及び取締役会規程等に従い、経営に関する重要事項を決定する。
- ④ 当社は、独立役員を選任し、一般株主の利益の保護を図るとともに、経営の透明性の一層の向上と客観性の確保を図る。
- ⑤ 当社の代表取締役会長直轄の内部監査チームは、内部監査規程に基づき業務全般に関して法令・定款及び社内規程等の遵守状況、職務執行の手続の妥当性について、取締役会及び監査役会へ、その結果を報告する。
- ⑥ 反社会的勢力に対しては、会社として毅然とした態度で臨むものとし、当社の役員・社員は、万一反社会的勢力から何らかのアプローチを受けた場合は、速やかに上司に報告するとともに、暴力追放運動推進センター及び所轄警察署などの外部専門機関と連携し、その対処にあたる。
- ⑦ 当社の役員・社員は、業務遂行上、直接・間接を問わず、詐欺・恐喝等の不正・犯罪行為に関わることなく良識ある行動をとるものとし、そのような不正・犯罪行為あるいはそのおそれがある事態に遭遇した場合は、毅然とした態度で臨むと同時に、速やかに上司に報告するとともに、暴力追放運動推進センター及び所轄警察署などの外部専門機関と連携し、その対処にあたる。
- ⑧ 当社の役員・社員が法令・定款及び各種社内規程等に違反する行為を発見した場合、社員が直接通報できる内部通報制度にて当社顧問弁護士を通報窓口として内部監査チームへ速やかに報告が上がる体制を整備する。

#### 2. 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令及び取締役会規程の定めるところに従い、取締役の職務の執行・意思決定に係る取締役会議事録及び経営会議議事録を作成し、適切に保管・管理する。
- ② 各部署の業務遂行に伴って職務権限基準に従って決裁される案件は、電子システムあるいは稟議書、申請書等の書面によって決裁し、適切に保管・管理する。
- ③ これらの情報は、主管部署が秘匿管理に配慮した厳格な保管・管理を行い、取締役、監査役等から業務上の必要により閲覧の申請があった場合には、閲覧できる仕組みとし、すべての決裁の記録は監査の対象とする。
- ④ 取締役会、経営会議その他重要な会議の議事録、決裁及び申請書類並びに契約書類については、それぞれ法令又は社内規程に定める期間保存する。
- ⑤ 「情報セキュリティ基本方針」に従い、情報の適切な保管・管理を徹底し、情報の漏洩や不適切な利用を防止する。

### 3. 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクを早期に発見し、必要な対策を検討・実行することにより、発生率の低減を図るとともに、万一発生した場合に会社に与える被害の最小化に努め、その目的達成のため、「リスク管理規程」に基づき行動する。また、損失の危険が発生・発見された場合には、「経営危機管理規程」に基づき、対策本部を設置する等、被害の回避及び被害拡大防止に努める。
- ② 全社的・組織横断的なリスクのマネジメントについては、各部門長を管理責任者として任命し、その責任の下、リスク管理マニュアルを策定する等、具体的な対策を講じる。
- ③ 全社的レベルのリスク以外の個別のビジネスリスクの管理は、それぞれのリスク管理責任者が担当し、リスクの発生を極小化するために、本来業務の一環として必要な措置を講ずる。

### 4. 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 取締役会を設置し、会社の重要な業務執行の決定及び個々の取締役の職務執行の監督を行う。また、監査役会を構成する監査役は、取締役の職務執行を監査する。なお、取締役の任期は、職務執行上の責任を明確にするため1年と定めている。
- ② 効率的で機能的な経営を行うため、取締役会の構成は小規模なものとし、業務執行については明確な形で執行役員及び社員に権限を委譲する。
- ③ 事業戦略などの会社の重要事項について、また会社の日常的な業務執行に関する事項については、取締役、執行役員及び会長又は社長が指名するグループ長等によって構成される経営会議で審議し議論する。
- ④ クロス・ファンクション活動（機能横断的活動）を進めるため、取締役、執行役員、グループ長等によって構成されるグループ長会議を開催し、会社を取り組むべき各種の課題や問題を発掘し、それをライン組織に提案する。
- ⑤ 社内意思決定の迅速化を図り、意思決定プロセスを明確にするため、明確で透明性の高い職務権限基準を整備する。
- ⑥ 中期経営計画及び年度事業計画の策定を通じ、経営方針と事業目的を具体化し共有することにより、効率的かつ効果的な業務執行を行う。

### 5. 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（7.及び8.において「取締役等」という。）の職務の遂行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

当社は、当社及び当社子会社の取締役が出席する取締役会や経営会議で、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、当社子会社に対し報告を義務づける。

### 6. 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社が定めるリスク管理規程及び経営危機管理規程に準拠した基準を当社子会社においても構築し、当社のリスク管理責任者がリスクカテゴリごとの責任者となり、当社及び当社子会社のリスクを網羅的・統括的に管理する。

### 7. 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社は中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとに当社及び当社子会社共通の重点経営目標及び予算配分等を定める。
- ② 当社は、当社が定める業務分掌規程、職務権限規程、重要事項決定権限、決裁基準、その他組織に関する基準を、当社子会社にもこれに準拠した体制を構築する。



## 8. 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社が定める倫理規程及びコンプライアンス規程を当社子会社にも適用し、子会社の役員・社員に対しても周知徹底を図ると共に、当社と同様な体制を構築する。
- ② 当社は、当社子会社の役員・社員に対し、年1回、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンスの意識の醸成を図る。
- ③ 当社子会社の役員・社員が当社の顧問弁護士に対して直接通報を行うことができるコンプライアンス・ホットラインを整備する。

## 9. その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 適正かつ効率的で統一的なグループ経営が図られるよう、当社と当社子会社について横断的に協議できるマネジメントコミッティを設置する。
- ② マネジメントコミッティを通じて、当社子会社に対し情報発信を行うとともに、当社の経営方針を共有し、当社及び当社子会社の意思決定が効率的かつ迅速に行われることを確保する。
- ③ 当社子会社においても、明確で透明性の高い権限基準を策定する。
- ④ 当社の内部監査チームは、当社子会社の業務執行及び法令・定款の遵守状況やリスク管理状況の確認等を目的として、子会社の監査を実施する。
- ⑤ 当社の監査役は、当社子会社の監査の実効性を確保するため、定期的に当社の内部監査チーム及び子会社の取締役と情報及び意見の交換を行う。

## 10. 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する社員を置くことを求めた場合には、当社社員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と協議の上、その意見を十分考慮して検討する。

## 11. 監査役職務を補助すべき使用人の当該監査役会設置会社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役職務を補助すべき社員の人選、異動、処遇の変更については、あらかじめ監査役会の同意を得るものとする。
- ② 監査役職務を補助すべき社員は、他部署の業務を兼務させず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。

## 12. 当該監査役設置会社の取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制、その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、年度監査計画を策定し、監査を実施する。当該計画には社内各部門による業務報告を含み、これに従って、取締役及び社員は報告を実施する。
- ② 役員・社員は、監査役会の定めるところに従い、監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。なお、前述の報告及び情報提供として主なもの、次のとおりとする。
  - A) 会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見したとき
  - B) 役員・社員が法令もしくは定款に違反している行為をし、またこれらの行為をするおそれがあると考えられる場合にはその旨
  - C) 社内通報制度による通報状況及び内容

- ③ 役員・社員は、監査役から業務の執行状況について報告を求められた場合、迅速に適切な報告を行う。
- ④ 内部監査チームは、その監査計画や監査結果を監査役に定期的に報告を行う。
- ⑤ 監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、業務執行を担当する取締役は随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

**13. 当該監査役設置会社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制**

- ① 当社子会社の役員・社員は、当社の監査役から業務の執行状況について報告を求められた場合、迅速に適切な報告を行う。
- ② 当社子会社の役員・社員は、法令等の違反行為等、当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役又は監査役会に対して報告を行う。
- ③ 当社と同様に、当社の顧問弁護士へ直接通報できるコンプライアンス・ホットラインによって通報された当社子会社の内部通報の状況は、当社の内部監査チームへ適宜報告され、定期的に当社監査役に対して報告を行う。

**14. 当該監査役設置会社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 当社の監査役へ報告を行った当社及び当社子会社の役員・社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の役員・社員に周知徹底を行う。
- ② 当社子会社における内部通報制度として、当社及び当社子会社の役員・社員が当社の監査役へ直接通報を行うこともできることを定めるとともに、当該通報したこと自体による解雇その他いかなる不利益な取扱いを行ってはならないことを明記する。

**15. 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

- ① 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署である管理部において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ② 監査役会が、独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合は、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- ③ 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。

**16. その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役のうち半数以上を社外監査役とし、独立性を強化する。監査役は定期的に監査役会を開催し、監査役相互の情報・意見交換を通じて課題を共有するとともに、必要に応じて随時協議を行う。
- ② 代表取締役会長及びその他取締役は、監査活動の実効性を高めるために、監査役と平素より意思疎通及び情報の交換を図り、監査環境の整備に努める。
- ③ 内部監査チーム又は会計監査人の行う監査の結果とその改善状況は、監査役会にも報告されるものとし、監査役会と内部監査チーム又は会計監査人との間で定期的な情報交換を行い、連携を図る。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は次のとおりであります。



当社は、取締役会の中で、法令・社内規程等の遵守状況を確認した上で、必要に応じて、コンプライアンス体制の見直しを図っております。また「リスク管理規程」に基づき、経営会議や部長・副部長会議等で、子会社を含む当社グループのリスク評価を行い、その管理及び低減に努めております。

当社の取締役会は、取締役5名と監査役3名（内2名は社外監査役）が出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督しております。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行しております。

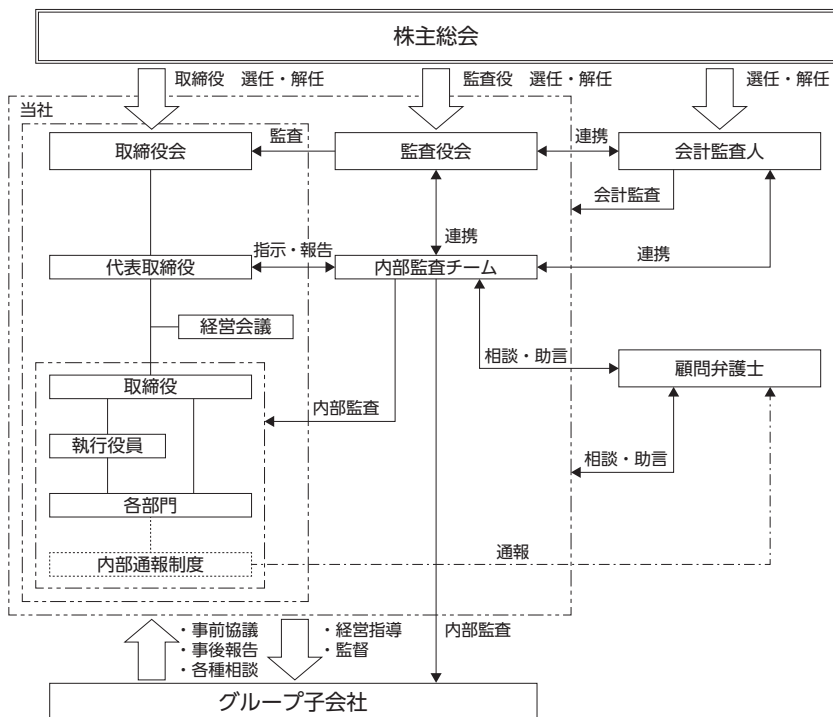
子会社につきましては、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めております。

内部監査チームは、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部署を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告しております。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、取締役会閉会後に開催される監査役会に加え、適宜臨時監査役会を開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行っております。さらに、取締役会において、議長である代表取締役は、必要に応じて各監査役に対し意見を求めることとしており、各監査役は適宜意見を述べております。また、取締役・執行役員その他使用人との対話として年2回の業務聴取を行っているほか、内部監査チーム・会計監査人と連携して取締役及び使用人の職務の執行状況の監査として、四半期毎に三様監査を実施しております。

常勤監査役は、決裁済の全稟議書を閲覧し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、経営会議等、重要会議に出席し、必要な場合は意見を述べております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制（概要）は次のとおりです。



### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社グループでは、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の収益力向上を図るために継続的な研究、開発投資を行いながらも内部留保の確保を図りつつ、「株主に対する利益還元」を重要な経営課題の一つとして捉え、経営成績やキャッシュ・フローの状況などを勘案し、株主の皆様にご理解していただけるよう安定的及び継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

なお、当社は年2回（「中間」及び「期末」）又は年1回（期末）の剰余金の配当を行うこととしております。これらの剰余金の配当の決定機関は取締役会であり、当社定款において、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる。」旨及び「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定めております。

また、内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく設備投資や研究開発活動に充当する予定であり、資金を有効に活用して企業価値向上を図っていく方針であります。

これらの方針に基づき、株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、中間配当と期末配当の年2回実施する方針にて、中間配当として1株あたり普通配当19円を実施いたしました。また、2020年5月8日に開催されました取締役会では、1株あたり普通配当20円とすることが決議されました。これによって、当事業年度の年間配当金は、前事業年度と同じく39円とさせていただきます。

なお、今後とも株主の皆様への支援に報いるため増配を常に念頭におき、事業の発展に努めてまいります。

### (5) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社グループは、反社会的勢力等排除に向けた社会的責任を十分に認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固とした態度で対応し、一切の関係を排除すること、それらの行動を助長するような行為を行わないことを基本方針としております。また、反社会的な個人または集団による民事介入暴力関係者から不当に金銭その他の経済的利益の不当要求に対しても、会社規程により毅然とした対応を行える体制を整備しております。

当社では、富山県企業防衛対策協議会、富山県暴力追放運動推進センター及び所轄警察署などの外部専門機関と連携し、折りにふれ指導を受けるとともに、情報の共有化を図っております。

---

(注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

2. 売上高の記載金額には、消費税等が含まれておりません。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>4,316,058</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,581,681</b>
現金及び預金	671,945	支払手形及び買掛金	458,878
受取手形及び売掛金	1,022,814	電子記録債務	782,946
電子記録債権	1,152,399	リース債務	29,629
商品及び製品	220,266	賞与引当金	63,446
仕掛品	580,097	製品保証引当金	1,745
原材料及び貯蔵品	462,375	1年内返済予定長期借入金	131,000
その他	206,159	その他	114,034
<b>固定資産</b>	<b>3,115,236</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,206,130</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,789,727</b>	長期借入金	934,000
建物及び構築物	1,724,237	リース債務	58,710
機械装置及び運搬具	173,989	退職給付に係る負債	211,836
土地	733,647	資産除去債務	1,583
リース資産	50,462	<b>負債合計</b>	<b>2,787,812</b>
建設仮勘定	20,690	<b>純資産の部</b>	
その他	86,699	<b>株主資本</b>	<b>4,625,295</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>44,659</b>	資本金	156,100
ソフトウェア	22,848	資本剰余金	145,636
リース資産	19,863	利益剰余金	4,358,330
その他	1,947	自己株式	△ 34,772
<b>投資その他の資産</b>	<b>280,849</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>18,081</b>
投資有価証券	164,826	その他有価証券評価差額金	4,788
出資金	4,370	為替換算調整勘定	13,292
繰延税金資産	80,479	<b>非支配株主持分</b>	<b>104</b>
その他	31,172	<b>純資産合計</b>	<b>4,643,482</b>
<b>資産合計</b>	<b>7,431,294</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>7,431,294</b>

# 連 結 損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,614,552
売 上 原 価		5,163,019
売 上 総 利 益		1,451,533
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,259,259
営 業 利 益		192,273
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	9,757	
仕 入 割 引	4,403	
そ の 他	2,140	16,301
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,175	
固 定 資 産 除 却 損	3,642	
為 替 差 損	14,401	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4,945	
そ の 他	472	31,636
経 常 利 益		176,938
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		176,938
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	66,876	
法 人 税 等 調 整 額	9,707	76,583
当 期 純 利 益		100,354
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		△ 78
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		100,433

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

	株主資本				株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
当期首残高	156,100	145,608	4,490,730	△ 34,735	4,757,703
会計方針の変更による累積的影響額			△ 20,337		△ 20,337
会計方針の変更を反映した当期首残高	156,100	145,608	4,470,392	△ 34,735	4,737,365
連結会計年度中の変動額					
連結子会社の増資による持分の増減		27			27
剰余金の配当			△ 212,495		△ 212,495
親会社株主に帰属する当期純利益			100,433		100,433
自己株式の取得				△ 36	△ 36
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	27	△ 112,061	△ 36	△ 112,070
当期末残高	156,100	145,636	4,358,330	△ 34,772	4,625,295

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	55,574	17,959	73,534	259	4,831,497
会計方針の変更による累積的影響額			—	△ 29	△ 20,366
会計方針の変更を反映した当期首残高	55,574	17,959	73,534	230	4,811,130
連結会計年度中の変動額					
連結子会社の増資による持分の増減					27
剰余金の配当					△ 212,495
親会社株主に帰属する当期純利益					100,433
自己株式の取得					△ 36
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 50,785	△ 4,666	△ 55,452	△ 125	△ 55,577
連結会計年度中の変動額合計	△ 50,785	△ 4,666	△ 55,452	△ 125	△ 167,648
当期末残高	4,788	13,292	18,081	104	4,643,482

## <連結注記表>

### 【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

#### 1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 NIC Autotec (Thailand) Co.,Ltd.

#### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のあるもの…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

###### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品・原材料・貯蔵品…………… 総平均法

製品・仕掛品

- ・アルファフレーム部門…………… 総平均法
- ・装置部門…………… 個別法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

親会社（エヌアイシ・オートテック株式会社）…………… 定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法

連結子会社（NIC Autotec (Thailand) Co.,Ltd.）…………… 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（10年～41年）、構築物（10年～30年）

機械及び装置（5年～12年）、工具器具及び備品（4年～10年）

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

###### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金……………

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

###### ② 賞与引当金……………

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

###### ③ 製品保証引当金……………

製品の保証期間中のアフターサービス費用の支出に備えるため、過去の支出実績に基づき今後の支出見込額を計上しております。

**(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項****① 退職給付に係る会計処理の方法**

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

**② 収益及び費用の計上基準**

装置品製作請負に係る収益の計上において、進捗部分について成果の確実性が認められ、かつ製造原価総額について信頼性をもって見積ることが可能な装置品製作については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の装置品製作については換収基準を適用しております。

**③ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準**

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、為替差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

**④ 消費税等の会計処理**

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

**4. 会計方針の変更**

国際財務報告基準を適用している在外子会社において、当連結会計年度より、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS16号」という。）を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することとしました。IFRS16号の適用については、経過的な取扱いに従っており、会計方針の変更による累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に計上しております。

この結果、当連結会計年度末の流動負債の「リース債務」が6,563千円及び固定負債の「リース債務」が6,544千円増加しております。当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高は20,337千円減少しております。

**【連結貸借対照表に関する注記】**

1. 有形固定資産の減価償却累計額		2,000,307千円
2. 国庫補助金等による固定資産の圧縮額	建物及び構築物	1,400千円
	機械装置及び運搬具	8,072千円

**【連結株主資本等変動計算書に関する注記】**

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の数		5,500,000株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項		
2019年5月10日開催の取締役会において、次のとおり決議されました。		
① 配当金の総額		108,972千円
② 1株当たり配当額		20円
③ 基準日		2019年3月31日
④ 効力発生日		2019年6月24日
2019年11月1日開催の取締役会において、次のとおり決議されました。		
① 配当金の総額		103,522千円
② 1株当たり配当額		19円
③ 基準日		2019年9月30日
④ 効力発生日		2019年12月2日



### 3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌期となるもの

2020年5月8日開催の取締役会において、次のとおり決議されました。

① 配当金の総額	108,971千円
② 配当金の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	20円
④ 基準日	2020年3月31日
⑤ 効力発生日	2020年6月29日

#### 【金融商品に関する注記】

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しており、短期的な調達については原則として手形割引及び当座借越を利用する方針であります。また、長期的な調達については、安定した資金計画に基づき、銀行借入を利用する方針であります。

受取手形、売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って低減を図っております。また投資有価証券は主に業務上の関係を有する株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その所有の妥当性について検討しております。

##### 2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度の末日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次表のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる投資有価証券については、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	671,945千円	671,945千円	- 千円
② 受取手形及び売掛金	1,022,814千円	1,022,814千円	- 千円
③ 電子記録債権	1,152,399千円	1,152,399千円	- 千円
④ 投資有価証券	160,826千円	160,826千円	- 千円
⑤ 支払手形及び買掛金	(458,878千円)	(458,878千円)	- 千円
⑥ 電子記録債務	(782,946千円)	(782,946千円)	- 千円
⑦ 長期借入金（1年以内返済分を含む）	(1,065,000千円)	(1,060,007千円)	△4,992千円

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で表示しております。

(注1) 金融商品の時価算定方法及び有価証券に関する事項

##### ① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金、③ 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### ④ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

時価を把握することが極めて困難と認められる投資有価証券（非上場株式）の連結貸借対照表計上額は4,000千円であります。

##### ⑤ 支払手形及び買掛金、⑥ 電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## ⑦ 長期借入金（1年以内返済分を含む）

これらの時価については、元利金の合計を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

## (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内
① 現金及び預金	668,451千円
② 受取手形及び売掛金	1,022,814千円
③ 電子記録債権	1,152,399千円
合計	2,843,665千円

## 【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	852円21銭
1株当たり当期純利益	18円43銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

## 【その他注記】

## (退職給付会計関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定給付型の制度として退職一時金制度及び確定給付企業年金制度を採用しており、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## 2. 簡便法を適用した確定給付制度

## ① 簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	204,624千円
退職給付費用	31,253千円
退職給付の支払額	△12,444千円
制度への拠出額	△11,598千円
退職給付に係る負債の期末残高	211,836千円

## ② 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	293,430千円
年金資産	△81,593千円
	211,836千円
貸借対照表に計上された資産と負債の純額	211,836千円

退職給付に係る負債	211,836千円
貸借対照表に計上された資産と負債の純額	211,836千円

## ③ 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	31,253千円
----------------	----------

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>4,171,446</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,568,951</b>
現金及び預金	630,299	支払手形	134,359
受取手形	186,699	買掛金	322,518
売掛金	818,731	電子記録債務	782,946
電子記録債権	1,152,399	1年内返済予定長期借入金	131,000
商品及び製品	220,266	リース債務	23,066
仕掛品	580,097	未払金	59,228
原材料及び貯蔵品	388,057	未払費用	42,278
前渡金	26,395	前受金	321
前払費用	9,490	預り金	8,036
その他	159,008	賞与引当金	63,446
<b>固定資産</b>	<b>3,312,126</b>	製品保証引当金	1,745
<b>有形固定資産</b>	<b>2,789,082</b>	その他	3
建物	1,627,211	<b>固定負債</b>	<b>1,199,586</b>
構築物	97,026	長期借入金	934,000
機械及び装置	168,894	リース債務	52,166
車両運搬具	5,578	退職給付引当金	211,836
工具器具及び備品	85,201	資産除去債務	1,583
土地	733,647	<b>負債合計</b>	<b>2,768,538</b>
リース資産	50,462	<b>純資産の部</b>	
建設仮勘定	21,060	<b>株主資本</b>	<b>4,710,245</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>44,659</b>	資本金	156,100
ソフトウェア	22,848	資本剰余金	146,100
リース資産	19,863	資本準備金	146,100
その他	1,947	<b>利益剰余金</b>	<b>4,442,817</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>478,383</b>	利益準備金	8,750
投資有価証券	164,826	別途積立金	1,430,000
関係会社株式	207,600	固定資産圧縮積立金	30,309
出資金	4,370	繰越利益剰余金	2,973,757
繰延税金資産	78,114	<b>自己株式</b>	<b>△ 34,772</b>
その他	23,472	評価・換算差額等	4,788
<b>資産合計</b>	<b>7,483,572</b>	その他有価証券評価差額金	4,788
		<b>純資産合計</b>	<b>4,715,034</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>7,483,572</b>

# 損益計算書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,567,071
売 上 原 価		5,120,544
売 上 総 利 益		1,446,526
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,210,410
営 業 利 益		236,115
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,975	
受 取 配 当 金	9,757	
仕 入 割 引	4,403	
そ の 他	4,026	20,162
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,815	
為 替 差 損	12,264	
固 定 資 産 除 却 損	3,642	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	4,945	
そ の 他	472	29,139
経 常 利 益		227,139
税 引 前 当 期 純 利 益		227,139
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	66,876	
法 人 税 等 調 整 額	10,183	77,059
当 期 純 利 益		150,079

## 株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	156,100	146,100	146,100
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
固定資産圧縮積立金の取崩			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	156,100	146,100	146,100

	株 主 資 本				
	利益準備金	利益剰余金			
		その他利益剰余金			
	別途積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当 期 首 残 高	8,750	1,430,000	31,380	3,035,102	4,505,232
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△212,495	△212,495
当 期 純 利 益				150,079	150,079
自 己 株 式 の 取 得					
固定資産圧縮積立金の取崩			△1,070	1,070	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	△1,070	△61,344	△62,415
当 期 末 残 高	8,750	1,430,000	30,309	2,973,757	4,442,817

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当 期 首 残 高	△34,735	4,772,697	55,574	55,574	4,828,272
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△212,495			△212,495
当 期 純 利 益		150,079			150,079
自 己 株 式 の 取 得	△36	△36			△36
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△50,785	△50,785	△50,785
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△36	△62,452	△50,785	△50,785	△113,238
当 期 末 残 高	△34,772	4,710,245	4,788	4,788	4,715,034

## <個別注記表>

### 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### ① 子会社株式

移動平均法による原価法

###### ② その他有価証券

a. 時価のあるもの……………

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b. 時価のないもの……………

移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

###### ① 商品・原材料・貯蔵品……………

総平均法

###### ② 製品・仕掛品

・アルファフレーム部門……………

総平均法

・装置部門……………

個別法

#### 2. 固定資産の減価償却方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（10年～41年）、構築物（10年～30年）

機械及び装置（10年～12年）、工具器具及び備品（4年～10年）

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金……………

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金……………

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

##### (3) 製品保証引当金……………

製品の保証期間中のアフターサービス費用の支出に備えるため、過去の支出実績に基づき今後の支出見込額を計上しております。

##### (4) 退職給付引当金……………

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

装置品製作請負に係る収益の計上において、進捗部分について成果の確実性が認められ、かつ製造原価総額について信頼性をもって見積ることが可能な装置品製作については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の装置品製作については検収基準を適用しております。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理…………… 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

##### 【貸借対照表に関する事項】

1. 有形固定資産の減価償却累計額		1,970,688千円
2. 関係会社に対する短期金銭債権		339千円
3. 国庫補助金等による固定資産の圧縮額	建物	1,400千円
	機械及び装置	8,072千円

##### 【損益計算書に関する事項】

1. 関係会社との取引高		
営業取引による取引高		
売上高		29,073千円
仕入高		55,775千円
営業取引以外の取引による取引高		4,208千円
2. 記載金額は千円未満を切り捨てて、表示しております。		

##### 【株主資本等変動計算書に関する事項】

1. 当事業年度の末日における自己株式の数	51,422株
-----------------------	---------

##### 【税効果会計に関する事項】

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
賞与引当金		19,319千円
棚卸資産評価損		10,235千円
退職給付引当金		64,504千円
関係会社株式評価損		65,886千円
その他		3,892千円
繰延税金資産 小計		163,837千円
評価性引当額		△69,495千円
繰延税金資産 合計		94,342千円
繰延税金負債		
未収還付事業税		△861千円
固定資産圧縮積立金		△13,269千円
その他有価証券評価差額金		△2,096千円
繰延税金負債 合計		△16,228千円
繰延税金資産の純額		78,114千円



## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	30.5%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.4%
住民税均等割	1.1%
評価性引当額	△0.2%
試験研究費控除	△0.3%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.9%

## 【関連当事者との取引に関する注記】

(単位：千円)

種類	会社名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	NIC Autotec (Thailand) Co.,Ltd.	所有直接 99.923%	資金の援助 役員の兼任	増資の引受	207,600	—	—
				資金の貸付	58,730	—	—
				貸付の回収	139,000	—	—
				利息の受取	1,975	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 増資の引受は、子会社が行った増資を全額引き受けたものであります。

(注2) 資金の貸付に係る利息については、市場金利を勘案して決定しております。

## 【1株当たり情報関係】

1株当たり純資産額 865円36銭

1株当たり当期純利益 27円54銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

エヌアイシ・オートテック株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高村 藤貴 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 安藤 武 ㊞  
業務執行社員

**監査意見**

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エヌアイシ・オートテック株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エヌアイシ・オートテック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**連結計算書類の監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

(続く)

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

エヌアイシ・オートテック株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高村 藤貴 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 安藤 武 ㊞  
業務執行社員

**監査意見**

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エヌアイシ・オートテック株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**計算書類等の監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

(続く)

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査チームその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条各号に掲げる「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

(続く)



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

エヌアイシ・オートテック株式会社 監査役会

常勤社外監査役 白石 康広 ㊟

監 査 役 藤島 敏夫 ㊟

社 外 監 査 役 土屋 重義 ㊟

以 上

# 株主総会会場 ご案内略図

会場 エヌアイシ・オートテック株式会社  
立山工場  
富山県中新川郡立山町塚越字鍋田398番地176  
電話 076-463-5578

## ◆交通アクセス

- 北陸自動車道 富山IC出口から約25分
- 北陸自動車道 立山IC出口から約15分
- 北陸自動車道 流杉PAスマートIC (E.T.C限定) 出口から約15分
- JR富山駅から車で約20分
- 富山空港から車で約30分
- 富山地方鉄道 (「電鉄富山駅」から12分) で「越中三郷駅」下車、徒歩10分

